

民法 Chapter 9

Date

/

Date

/

Date

/



条件及び期限に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 A・B間で、AがBに100万円を贈与するという契約をした場合において、当該契約に「贈与者が支払う気になったら」贈与をするという条件を付したときは、当該契約は無効となる。
- 2 A・B間で、「Bのペットが死亡したら」AがBに見舞金として100万円を贈与するという契約をした場合において、Aは、Bのペットが死亡した時から、100万円の支払について履行遅滞の責任を負う。
- 3 A・B間で、「AはBから返還時期を定めずに100万円を借り受けるが、Aが出世したらBに返済する」旨の契約をした場合において、Aが出世しないことが確定したときは、Aは当然に返還義務を免れる。
- 4 AがBに対し「私の所有する甲土地の購入希望者をBが見つかることができ、Bの仲介により売買契約に至れば、その仲介報酬を支払う。」と約束した場合、Aが、Bの発見してきた甲土地の購入希望者との間で、Bの仲介によらず直接甲土地の売買契約を結んだときは、Bは、仲介報酬を請求することができない。
- 5 AとBが互いに弁済期の到来した100万円の貸金債権を有する場合において、AがBに対して相殺の意思表示をするときは、当該意思表示には、期限を付することはできないが、条件を付することはできる。

正解
1

[条件・期限・期間] 条件及び期限

1 妥当である

本肢のように、**停止条件付法律行為**に付された**条件**が単に**債務者の意思のみ**にかかるときは、当該法律行為は**無効**となる（随意条件 民法134条）。このような契約は、本人の意思次第で履行しなくてもよいものであり、法律的な拘束力を持たないものであるから、同条はこれを無効としたのである。

2 妥当でない

到来することは確実だが、それがいつなのか確定していないものを「**不確定期限**」という。ペットは将来確実に死亡するが、それがいつなのかは確定していないため、本肢の贈与契約は、不確定期限が付されたものであるといえる。そして、債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、**その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う**（民法412条2項）。したがって、本肢の場合、Aは、Bのペットが死亡した時からではなく、Bから履行の請求を受けた時又はBのペットの死亡を知った時のいずれか早い時から、100万円の支払について履行遅滞の責任を負う。

3 妥当でない

本肢のような、いわゆる**出世払い契約**について、**不確定期限**（肢2の解説参照）**付きの消費貸借契約**であって、停止条件付きの消費貸借契約ではないとした判例がある（大判大4.3.24）。本肢の場合、Aが出世をする見込みがなくなった時に弁済期が到来すると解されるのであって、Aは当然に返還義務を免れるわけではない。

4 妥当でない

条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる（民法130条1項）。判例は、山林売却あっせん依頼とともに、本肢に類似した内容の停止条件付報酬契約がなされた事案において、「委任者が受任者を介さずに当該山林を他に売却したときは、受任者は条件が成就したものとみなして、約定報酬の請求をすることができる」旨を判示している（最判昭39.1.23）。

5 妥当でない

相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってなされ、この相殺の意思表示には、条件又は期限を付することができない（民法506条1項）。相殺に条件を付けることは、一方的意思表示によって相手方を不確定な関係に陥れ、相手方の利益を著しく害するためである。また、相殺は遡及効を生じる（同条2項）ため、期限を付することは、無意味であるためである。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。